# 社会福祉法人 横浜市西区社会福祉協議会 会 員 規程

制 定 平成 4年 3月27日 最新改正 平成 27年 9月30日 一部改正 平成 29年 3月 28日 一部改正 平成 30年 3月 23日

# (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会(以下、「本会」という。)定款33条第3 項に基づき、会員に関し必要な事項を定める。

## (正会員)

- 第2条 正会員は、次に掲げる会員をもって構成する。なお,正会員は<u>別表1及び2</u>に定める会費を毎年 度納めなければならない。
  - (1)第1種会員 公私社会福祉事業施設
  - (2)第2種会員 民生委員児童委員
  - (3)第3種会員 地区社会福祉協議会
  - (4) 第4種会員 地区連合町内会・自治会及び各自治会・町内会
  - (5)第5種会員 障害者団体等当事者団体
  - (6)第6種会員 ボランティア団体・市民活動団体等
  - (7) 第7種会員 その他社会福祉に関係のある団体
  - (8)第8種会員 社会福祉関係行政機関
  - (9)第9種会員 学識経験者

#### (替助会員)

第3条 賛助会員は、本会の趣旨目的に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助するものとする。

# (正会員の権利)

- 第4条 正会員は次に掲げる権利を有する。
  - (1)各年度の予算、決算、事業計画及び事業報告を受けること
  - (2)本会が発行する機関紙、パンフレット等を得ること
  - (3)本会の実施する大会、研修会に参加すること
  - (4)役員等に選出される資格を有すること

# (会費)

- 第5条 正会員が納める会費は、別表に定めるところにより、毎年度会費を納めなければならない。
  - 2 前項で定める会費は、年度の中途にあって入・退会する場合にあっても月割計算は行わないものとする。

# (入 会)

- 第6条 第1種、第2種、第3種、第4種、第5種、第6種及び第7種正会員として入会しようとする ときは、申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 第8種及び第9種会員については、会長が推薦し、理事会の承認を得たものとする。

#### (退 会)

- 第 7 条 正会員は、次に掲げる場合には、退会したものとする。退会要件を確認した場合には会長に諮り 理事会で報告をする。
  - (1) 本人より申出があった場合
  - (2) 会員の資格を失った場合

- (3) 会費を通算3年以上未納で、本会から通知をしても払う意思のない場合
- (4) 会の代表者含め連絡先が不明である、または、会自体が衰退・自然消滅により実質活動を行っていない等、会費の請求が出来ない場合
- (5) 除名
- (6) その他、本会会長が認めた場合
- 2 退会にあたっては、第7条1項(1)号による退会である場合、または、連絡先が不明である場合を除き、その旨通知をする。

# (除 名)

第8条 正会員が本会の名誉を汚し、又は趣旨目的に反する行動をしたときは、理事会の議決を経て、 除名することができる。ただし、この場合理事会の開催日5日前までにその旨を当該会員に文書をもっ て通知し、かつ理事会において弁明する機会を与えなければならない。

### (委任)

第9条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

# 附則

#### (施行期日)

1 この規程は、平成 5年 4月 1日から施行する。

# 附 則

# (施行期日)

1 この規程は、平成 10 年 3 月 25 日から施行する。

# 附則

#### (施行期日)

1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

# 附 則

# (施行期日)

1 この規程は, 平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

# 附 則

#### (施行期日)

1 この規程は, 平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

# 附則

#### (施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。なお、第 7 条 1 項の(3)、(4)、(6)号、及び第 7 条 2 項の規程については、平成 25 年 4 月 1 日まで遡り、適用する。

# 附 則

#### (施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4月 1日から施行する。

# 附則

# (施行期日)

1 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

# (別表1)

# 【正会員】

種別	会 費
第1種会員(公私社会福祉事業施設)	10,000円
第2種会員(民生委員児童委員)	1,000円
第3種会員(地区社会福祉協議会)	5,000円
第 4 種会員( <u>地区連合町内会・自治会及び</u> <u>各自治会・町内会)</u>	別表2
第5種会員(障害者団体等当事者団体)	5,000円
第 6 種会員(ボランティア団体・市民活動団 体等)	5,000円
第7種会員(その他社会福祉に関係のある団体)	5,000円
第8種会員(社会福祉関係行政機関)	免除
第 9 種会員(学識経験者)	免除

# 【賛助会員】

31 Z ) ( 1			
		種 別	会費
個	人		(一口) 1,000円
世	帯		(一口) 100円
法	人		(一口) 5,000円

名 称	会費額
各連合町内会・自治会	5,000円

会費対象世帯数	会費額
100世帯未満	1,000円
100世帯以上200世帯未満	2,000円
200世帯以上300世帯未満	2,500円
300世帯以上400世帯未満	3,000円
400世帯以上500世帯未満	4,000円
500世帯以上600世帯未満	4,500円
600世帯以上	5,000円